

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 旭川市いじめ防止等連絡協議会（第2条―第9条）
- 第3章 旭川市いじめ防止等対策委員会（第10条―第15条）
- 第4章 旭川市いじめ問題再調査委員会（第16条―第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に係る対策を推進するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 旭川市いじめ防止等連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、旭川市いじめ防止等連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- （2） その他いじめの防止等に係る取組に関すること。

（組織）

第4条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- （1） 本市が設置する小学校及び中学校の校長
- （2） 委員会の事務局の職員

- (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 本市が設置する小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒の保護者
 - (6) その他委員会が必要と認める者
- (委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、委員会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 旭川市いじめ防止等対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下この章において「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議する。

- (1) 法第12条の規定に基づき定めた旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第12条 対策委員会は、学識経験を有する者のうちから、委員会が任命し、又は委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 前条第2号に掲げる事項について調査し、又は審議させるため必要があるときは、対策委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、自己の利害に関係する第11条第2号に掲げる事項の調査又は審議に参加することができない。
- 4 臨時委員は、第11条第2号に掲げる事項の調査又は審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第14条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(準用)

第15条 第6条、第8条及び第9条の規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第6条(見出しを含む。)中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、第9条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 旭川市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ，法第30条第2項の規定による調査を行うため，旭川市いじめ問題再調査委員会（以下この章において「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第17条 再調査委員会は，法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第18条 再調査委員会は，市長の諮問に係る事案ごとに，学識経験を有する者のうちから，市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項について調査審議させるため必要があるときは，再調査委員会に特別委員を置くことができる。

(委員)

第19条 委員の任期は，市長の諮問に対する答申が終了したときまでとする。

- 2 特別委員は，その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは，委嘱を解かれるものとする。
- 3 委員及び特別委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

(欠格条項)

第20条 市長の諮問に係る事案に利害を有する者は，委員及び特別委員となることができない。

(準用)

第21条 第6条，第8条，第9条及び第14条の規定は，再調査委員会について準用する。この場合において，第6条（見出しを含む。）中「会長」とあるのは「委員長」と，「副会長」とあるのは「副委員長」と，第8条中「委員会の事務局」とあるのは「子育て支援部」と，第9条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

(略)